

2019年2月18日

嬉野市政治倫理審査会・吉田一穂会長様

政治倫理条例に抵触せずとの判断について請求者意見

—第4回審査会における委員発言への指摘—

請求代表者「嬉野をよくする市民の会」代表
宮崎誠一

2月14日の第4回審査会における委員の発言と、村上大祐市長の行為が政治倫理条例に抵触しないとの結論について、請求者の立場から意見を述べます。

山下副会長：第2章第7号、嬉野市が契約をするか否かの見方。契約を申し込もうとしていることが明らかな事業者等。茶師プロジェクトのメンバーが事業者等に当たるのか。アニメなるもの内容が漠然としている、抽象的な段階。アニメ制作を提言できる状態とは判断しにくい。アニメ制作関係者が多いとはいえ、一事業体と言えるか。アニメについて話し合うグループにとどまっている。契約を申し込もうとしていることが明らかな事業者等には当たらない。嬉野市の利害関係者かと言われると、ちょっと当たらない。

→請求者が第4回審査会に提出した「第3回審査会発言への請求者意見」において、国家公務員倫理規程によれば「契約の申し込みをしようとしている者」のほか、「所管する業界において事業を営む企業」も利害関係者とされている【第4回審査会資料 1「国家公務員の倫理保持のためのルール」】。建設・新幹線課部署では国内外でのプロモーション、嬉野市PRのためのウェブや動画作成の実績もあり、平成30年6月補正予算においてはテレビ番組制作の業務委託も盛り込まれていた。さらに公務出張においても同行しており、相手方が業務と無関係と主張するには無理がある。これらの経緯を踏まえれば、「茶師プロジェクト」のアニメ企画関係者についても、まちづくり推進室が所管する業界において事業を営む企業と十分認められる。今回の会食の相手方はまさしく所管する業界の事業者であり、契約を申し込もうとしているかどうかは関係ない。「契約を申し込もうとしようとしていることが明らか」であることのみ利害関係者の要件としている指摘は誤りである。そもそも市長においては市政運営の全権を掌握しており、所管する業界は幅広く捉えられる。この点において、会食の

相手方が所管する業界の関係者であり、すなわち利害関係者であったことに疑問の余地はない」と指摘したが、これは何ら検討されないのか。

吉田会長：会食相手方の会社名の費用負担された方との利害関係性になってくるかと思えます。(中略) 嬉野市に対する茶師プロジェクトの正式な提案がなされたとは言えない。「今回は村上市長も皆様と顔あわせ出来たので、今後の動きもスムーズになることでしょう」という発言があるんですが、この時点では社交辞令の範疇を超えるものではないんじゃないか。茶師プロジェクト、潜在的な利害関係性にとどまる。今回、主に費用を負担された会食相手方(ホテル所有者)氏が市長と利害関係を有していたとは考えられない。

→LINEグループ「茶師プロジェクト」における市職員Aの発言回数は非常に少ない。市職員Aや村上大祐市長はFacebookのメッセージャーを中心に利用していたためでもあるが、このコメントが社交辞令の範囲とは到底思えない。村上市長を会食に誘い、関係者と引き合わせる事ができたことを明確に示す投稿である。なぜならば、この市職員Aの発言は、アニメ制作会社「会社名」の会食参加者社長が「何かしらのカタチにしてよい前例が作れればと！！ 激烈よろしくお願ひします！！」と述べ、ゲーム会社「会社名」社長の会食参加者氏が「まずは、なにかしら実行&実施することかとおもいますので！ 会食参加者(アニメ制作会社)さんの各種提案は、その後の拡散等考えると非常によいご提案と個人的に感じております w(激烈!) さすがです！」と続けた後になされたものだからである【調査請求書・別添資料3の2】。

山下副会長： 供給接待を繰り返す受ける等、社会通念上相当といえる程度を超えて利益を受けてはならないと。供給接待に当たるのか。当たるとしてどの程度のものか。酒食を提供してもてなすこと。供給については通常は一席を設けてもてなすこと。対比的な使われ方として立食パーティーがある。多数の者が出席する立食パーティー。 例外的に認めてよいと。立食パーティーとは立食形式で行われるもの。部屋の隅に椅子が置かれていても構わない。下心があるときに人をもてなすときに、当然席を設ける。接待するならちゃんとしなさいということになる。(酒の肴を) みんなでつつきましょうという、画像(写真)から見ても読み取れる。ビュッフェ方式であります。 少々人が増えたり減ったりしてもいい。特定の人をもてなすというものではない。そもそも、供給接待かどうか怪しい。供給接待を繰り返す受ける等、社会通念上相当を超える利益

供与を禁止している。費用を一人当たりで割ると1万円ぐらいの話。金額としてはそこそこのものではありませんが、要するに**会社の保養施設**として、立派な施設ですけれども、利用してこういう**立食型のパーティー**を開いたと。そこに市長も招待したと。供応接待にはそもそも当たらないのではないかと。仮にここがグレーゾーンだとしても、1回きりのものですし、そこまでは言えない。公務員倫理に反する行為とはみれないのではないかと。立食パーティーであれば額は問わない。5000円を超えるときは本省の課長補佐級以上の職員は贈与等報告書を提出する。立食パーティーであれば、不正な関わりがない。接待というのは当然席を設けて、もてなすことであって。

→社会通念上相当を超えるのは「繰り返し」が必須要件ではない【別添資料5の1「事業者の立場から見た公務員との接触ルールについて」16ページ】。①原因・理由の相当性②対象者の限定性（公務員限定か）③金額（高額すぎないか）④頻度⑤相手との関係性（利害関係者に近いか）を総合的に考慮しなければならない。山下副会長のいう「立食パーティー」の定義が根本的におかしい。会員制リゾートホテルの最上級客室の「部屋飲み」は極めて閉鎖的であり、立食パーティーとは真逆の様態である。

指定席ではないにせよ、座れない状態でまで出席させないようにしており、立食形式でもないでもない。**会食参加者（アニメ企画発案者）氏**は「すみません。席が無い感じなので。」と断っている。

国家公務員倫理規程が定義する立食パーティーとは「20名程度以上」が参加するもので、今回の会食が該当しないことは明らかだ【別添資料5の2「公務員倫理（基本教材）」31ページ、第4回審査会資料1「国公務員の倫理保持のためのルール」5ページ】。

光武委員：繰り返しがない。その地位利用してということ。市長が参加するということは皆さん知ってなかったということで、紹介をされて、嬉野市長も来たんだなという会合になったというふうに判断されるので、2号に反するまでにはいかない。山下副会長：この会食が最初から予定されていて、市長を招待するという趣旨の会合ではない。職員さんが東京に来たのもてなすという。職員さんについては私もどうかなと思う。こういう泊まったり、接待を受けたりというのは問題があるのではないかと思いますけれども、それは別問題。市長の政倫条例違反だけを考えると、供応接待等は一席を設けてもてなすことでもありますので、別の目的で予定されていた立食形式のパーティーに行きません

かということで、やってきた方は、もうちょっと考えてくださいということはあるのかもしれませんが、これを市長としてふさわしくないという判断は私はできない。吉田会長： 供給接待が飲食提供だけではダメ。もてなして利益を享受できるようなそういう関係性を構築できるような目的。もてなすというは場を設定して来ていただくわけですから、市長が来た段階で揃っていないのがまず一つ。LINEは判断の柱だが、市長が参加するかどうかに触れられていない。ある意味その場で急きょ市長に声を掛けたら、行きますよということで実現した会食かな。市長が来なくても実現し 会食。供給接待ではないなど。

→結果として酒食をともにし、相手方が嬉野市長だと分かっている。事前に予定していたかどうかは関係ない。仮にこれが覆面舞踏会で、相手方が最後まで市長だと認識しなければ成り立つ理屈だ。相手方が村上大祐氏を嬉野市長だと認識し、酒食のもてなしをしているのだから、市長の地位を踏まえた上での「いかなる金品の授受」を禁じる2号に反していることは明らかだ。

吉田会長： 接待と言えるのかグレー。会食に当たって会社名の会食相手方（ホテル所有者、会食費用負担者）さんが負担された金額というのが、記録によると10万5300円。参加者で頭割りすると9527円になると市長側が言っています。市長は会費は払っていない。嬉野茶が9320円相当で持参をした。対価的にはおおむね釣り合っているとの弁明があった。請求者側は嬉野茶をほんとに買ったかどうかと指摘しているが、おそらく持って行くと、金額的にもそこそこする金額。対価として全く均衡していなくても、社会通念上相当と認められる程度を超えた提供であったかということ、そこはそうではないんじゃないかと。

< 茶師プロジェクト(12) >



7月9日(月)



お疲れ様です。
[redacted]前の案件が少し延びてしまい、到着一時間後とかになります。。。

21:37



で、一点ご相談です。
[redacted] というシンガーを同席させてもよいでしょうか？
前の案件で一緒だったのと、話したところバイドさんのお知り合いの方も多数いらっしゃるようなので。
という理由からですが、微妙そうなら不参加で全然大丈夫です。

21:43



すみません。
席が無い感じなので。
動画の方達もいないので。

22:06



あら

22:06



[redacted]さんの為にお風呂入れてます！w

22:15



なんでやねん！！！！

22:15



→村上市長の1月21日付弁明書(5)の「第1本件会食の対価について」において、「被請求者が本件会食に対価として持参した嬉野茶は下記品目6点であり、金額に換算すると、9320円程度となる。」をそのまま事実認定している点は容認できない。これは1月4日付の弁明書にある「会食は参加者が持ち寄る形式で、私自身が常に携行している『うれしの茶』を参加者に配った。会食全体かかった費用はルームチャージを合わせても1人当たり9527円程度で、社会的儀礼の範囲を超える供給を受けたとはいえない」で、主張した1人当たりの金額に見合った分のお茶を配ったという図式で弁明しただけである。

仮に9320円のお茶6点を配っていたとする。東京ベイコート倶楽部ロイヤルスイートの所有者である会食相手方の陳述書(1月7日付)によれば「村上市長は、嬉野茶を5、6点持参し、会食中、参加者に配っていました。」という。参加者1人に1袋を渡したと解する。とすれば、会食相手方(ホテル所有者、会食費用負担者)には $9320 \div 6 = 1553$ 円しか対価を支払っていないことになる。だが実際は、購入したのは4点にとどまり、残る2点は村上氏の妻がもらったものだ。従って村上氏の負担額は7320円であり、会食相手方(ホテル所有者、会食費用負担者)氏には1220円しか払っていないという計算になる。さらに気になるのは、会食相手方(ホテル所有者、会食費用負担者)氏が「村上市長からお茶をいただきました」と話していない点だ。「参加者に配っていました」ということであって、会食相手方(ホテル所有者、会食費用負担者)氏には渡されていないのではないか。会食相手方(ホテル所有者、会食費用負担者)氏がお茶を受け取っていないければ、対価はゼロということになる。割り勘でなければ金品を授受したことになる【第4回審査会資料1「国家公務員の倫理保持のためのルール」5ページ】。

1月4日付弁明書では「被請求者は、予め視察先に配布するために持参していた嬉野茶5、6点を参加の対価として提供した。持参した嬉野茶は、自ら購入したものが2、3点、嬉野市内の販売店や工場からPR用としてもらったものが2、3点である。」と主張していた。供述が明らかに変遷しており、審査会が何ら信憑性の評価をしていない点がはなはだ疑問だ。市長が携行している「うれしの茶」は交際費で購入した物であり、「応分の負担」と言えないだけでなく、公金の不適切な支出でもある【第2回審査会資料2「市長交際費のうち贈答用お茶購入費」】。視察先に配布するお茶を私費で買う意味が全く見いだせない。

吉田会長：東京ベイコート倶楽部の客室購入費、利用権これが2000万円なのか1710万円なのか。これを供給の母数として入れるのはできないんじゃない

ないか。それを認めてしまうと、仮に市長が豪華な自宅に招かれただけで、供応接待に当たってしまうので、単純にコストとして入れられないかな。どういう振る舞いをしていたか。画像が外に出ている。画像をよく見ますと、市の職員がシャンパングラスを持って気泡風呂に入ったり、バスローブを着たり、会員制ホテルに泊まってしまっている。一般の市民からすると、ちょっとやりすぎではないかとの印象を受けるのは否定できないかなと。市長の振る舞いを同列には論じられない。手のひらに泡風呂の泡を載せて吹いていたという程度で、はめを外すもてなしを受けていたとは言えない。社会通念上相当を超えたとも、供応接待とも言えない。

→ 1月4日付弁明書の「【計算式】4万3200円+3万1050円×2点÷11名=9527円」を疑問なく採用していることに愕然とする。“受益の計算、に持ち寄った酒代はおろか、ホテルのコストが含まれていない。会場は居酒屋やカラオケボックスではないのである。①ロイヤルスイート（発売時価格税抜き2000万円）を購入した者からの紹介が必須で一般人は決して立ち入れない②ルームチャージがイコール「ホテルコスト」ではない。部屋の購入費は当然「会場費・宿泊費」に加味される。購入に当たっては登記費用、不動産取得税がそれぞれ約10万円、固定資産税約4万円かかり、毎年、年会費二十数万円、固定資産税約4万円を要する。会食相手方（ホテル所有者、会食費用負担者）氏の場合は新規購入ではなく、転売された部屋を購入したようであるが、毎年のコストは同等である③東京ベイコート倶楽部のロイヤルスイート（120㎡）を同等の客室と比較すると「ペニンシュラ東京」のジュニアスイート（116㎡）、「リッツカールトン東京」カールトンスイート（120㎡）いずれも二十数万円程度であり、「社会通念上相当」を超えた会場だったことは歴然としている。

また、1月4日付の村上市長弁明書「会場が自宅である場合と何ら異なるものといえる。」をそのまま受け入れている点も到底容認できない。豪華な自宅と豪華な会員制リゾートホテルの客室は同じものではない。

村上市長が公務員・政治倫理上の判断をせず、会員制リゾートホテルの一室で会食をしてしまったという事実は動かしようがない。政治家は結果責任を負うものである。相手方は建設・新幹線課部署においては、所管の業界関係者であり、酒食とともにすること自体が不可。最上級の「ロイヤルスイート」にスパ・朝食付きで宿泊しており、無償の役務の提供を受けているため、確実にアウトである。

しかし、村上市長は1月4日付弁明書において「被請求者の撮影時の格好（手

のひらに載せた気泡風呂の泡を吹く)は、撮影者から促され、戯れに応じたものである。」と回答している。村上市長は市職員の公務員倫理規程違反行為を見逃したばかりか、一緒になって興じているのだ。村上市長は嬉野市のトップとして、市職員を指導監督する立場にある。何の政治倫理上の責任もないというのであろうか。

吉田：斎藤教授の法令解釈、確かにずれているところもある。斎藤教授のご理解を前提としたとしても、条例に反していないんじゃないかと考えておりました。倫理条例の4条1項1号、市民の代表者としての信用失墜行為を禁止している。主だったものが利害関係者からの利益供与。会合での振る舞いというのが、それを見た市民からどう映るかというのがポイント。市長としては泡風呂の泡を吹いていたというだけで、何かそれ以上のやましい行為をしていたんじゃないかという疑惑までは感じるころはなかった。4条1項2号、その地位を利用していかなる金品も、市長が認識していたかが必要。市長としての認識、利用されているという認識なかった。呼ばれた市長としても地位が不正に利用されるとは言えない。斎藤意見を前提としても条例違反には当たらない。

→政治倫理審査会は、結果として「村上市長が(国家)公務員倫理規程に抵触するか否か」の判断しかしなかったと言える請求者側は市職員の公務員倫理規程違反を指摘し、それを正すどころか、一緒に興じた村上市長の政治倫理条例上の行為を問うた。しかし、せっかく斎藤文男先生に再三、鑑定意見書を出していただいたのに、吉田会長ですらきちんと読み込まれていないようだ。先生は利益を受ける側に地位利用の認識は必要ないと指摘されている。有利な取り計らいに明示的な申し出は不要。嬉野市の全権を掌握する市長に対しては、「顔合わせ」ができれば関係者にとって会食の目的は果たされたと言え、その場での企画提案は必ずしも必要ではない。繰り返し指摘したことが全く顧みられず、無念である【第4回審査会提出・鑑定意見書その3、誤記訂正(斎藤先生)】。

吉田：説明会開催請求は適当ではない。斎藤先生の意見陳述不要と判断。鑑定意見書は判断の基礎にしている部分がございますので、それで十分かと判断しております。

→村上市長側の言い分のみ偏重し、請求者側の指摘を真摯に受け止めなかった審査だった。斎藤先生ご指摘の通り、本来であれば請求者と被請求者が口頭でやり取りするのが正常な政治倫理審査会だ。第4回審査会でも、請求者側の指

摘を検討することなく、条例に抵触しないとの結論を示した。遺憾の極みである。